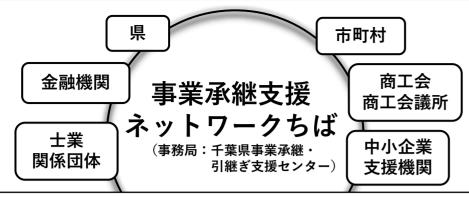
千葉県事業承継ワンストップ相談窓口



「事業承継支援ネットワークちば」は、県内中小企業の皆様の円滑な事業承継のため、県・市町村、商工団体、 金融機関、その他中小企業支援機関など106の機関が協力して支援するネットワークです。

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター(ネットワーク事務局、千葉商工会議所内)がワンストップ窓口となり、 常駐する専門相談員が無料で相談をお受けしています。

どんな小さなことでも結構ですので、まずはお気軽にご相談ください!(秘密順守、相談無料)

【ワンストップ相談窓口】事業承継支援ネットワークちばポータルサイト https://portal.chiba-jigyohikitsugi.jp/



☞申込方法:FAXまたはホームページのお問い合わせフォームからお申込みください。 受付後、担当から「希望連絡先」にご連絡いたします。

パソコン スマートフォンでのお申込み

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター【公式】



043 - 305 - 5273

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター行

FAXでのお申込み

	< F A X 相 談	ミ甲 込 膏ノ	▶ お申込日 年	月	B
(フリガナ)		(フリガナ)			
事業所名		代表者名		(歳)
	〒 −	(フリガナ)			
所在地		相談者名	(代表者との関係)
TEL(会社)		希望連絡先 TEL	※携帯電話可		
FAX(会社)		設立年月	年		月
業種		取扱商品			
従業員数	人(うちパート 人)	資本金			万円
ご相談内容を チェックしてください	□ 親族内承継 □ 親族外 □ 経営者保証 □ 廃業	・承継 (□ 従業員 □その他全般	通等 □ 譲渡 □ 譲受)		
具体的な相談内容					
	 は、法令の定めのある場合やご本人が同章して\	いろ場合を除き 目的外	利用することや第三者に提供する	ことけあり	ません.



千 葉 県

ちば中小企業次世代承継推進事業

事業承継の準備は出来ていますか?

後継者候補は決まっていますか?

後継者の教育を含めると5年~10年の準備期間が必要です。 経営者の平均引退年齢は70歳前後

事業承継アンケート・課題等の整理シートを使って、 事業承継の準備状況や承継への課題を整理してみましょう!

- ◆ 県への特例承継計画提出期限は令和6年3月31日 自社株式の相続・贈与には税金がかかります。 事業承継税制(相続税・贈与税の納税猶予、免除)の 特例措置が受けられます。
- ◆事業承継計画書作りませんか!? 専門家がお手伝いいたします。
- ◆廃業・休業を考える前に相談を! あなたの会社、承継されるかもしれません。



千葉県事業承継ワンストップ相談窓口に相談を 月~金(祝日を除く)9:00~17:00

☎ 043-305-5272

https://chiba-jigyohikitsugi.jp/

経済産業省関東経済産業局 委託事業 (受託機関:千葉商工会議所)

事業承継・引継ぎ支援センタ



千葉県事業承継・引継ぎ支援センターは、

国が設置した公的機関だから安心!



当センター関係者は 全員守秘義務を 負っておりますので、 安心してご相談 いただけます。

事業承継に悩むすべての中小企業者を

全力でサポートします

後継者が いない

事業承継の進め方 がわからない

従業員が引き継いで くれる場合の手続は?

廃業を 考えているが?



etc...

あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください

- ◎事業承継(親族内・第三者)に関するご相談
- ◎M&Aマッチング支援

ホームページ内の

- ◎専門家派遣による事業承継計画書策定支援
- ◎廃業に伴う経営資源の引継ぎ及び専門家への橋渡し など



県内の商工団体で開催されている出張個別相談会に申し込めます



千葉県事業承継・引継ぎ支援センター【公式】

で検索

お問い合わせ ご相談申込フォーム

からお申込みください



今なら、県の事業承継助成制度が利用できます。

例)株価算定料 100万円

助成率1/2, 限度額50万円 **→ 50万円に!**

負担額50%減

助成金(県)

- ・事業承継を目的に使える県の助成金があります。 (助成率1/2、助成限度額50万円)
- > 株価など企業価値の算定委託料
- ▶ M&Aの仲介委託料、着手金、登録料
- ▶ 後継者育成のためのセミナー等受講料
- > 事業承継計画の策定委託料

後継者探し

補助金(国)

- ・事業承継時に使える国の補助金もあります。
- ▶ 事業承継・引継ぎ補助金【経営革新事業】補助率:1/2・2/3 【専門家活用事業】補助率:1/2・2/3 【廃業・再チャレンジ事業】補助率:~2/3

事業承継 税制 ・非上場会社の自社株式を後継者に贈与・相続する場合、所定の要件を満たせば、贈与税・相続税の 納税猶予・免除が可能となります。

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの成功事例



譲渡先:有限会社佐藤金属工業 様

(金属製品製造業)

譲受先:有限会社市東製作所 様

(電子デバイス・電子精密部品製造業)



(有)佐藤金属工業様は設立57年が経過し、経営者の高齢化及び後継者不在で経営が困難になり、東金商工会議所の経営指導員を介してセンターに相談。経営指導員は、(有)市東製作所が工場を探していることも把握していたので、センターへの譲受相談を助言し、マッチングの段取りとなった。交渉は円滑に進み、契約締結に至る。

東金商工会議所が会員企業の事業承継二ーズを細かく把握していたことがポイントとなった事例。

M&Aの意義(譲渡先紹介:商工団体⇒引継ぎ支援センター〜譲受先紹介:商工団体)

●譲渡側:従業員の雇用が守られ希少性の高い技術が継承された。

❷譲受側:新規事業への参入及び工場の拡大により生産ラインの効率化が図れ、

新たな設備投資や増員が可能になった。